

個人情報保護法 いわゆる3年ごとに見直し規定に基づく検討 (個人の権利利益のより実質的な保護の在り方②)

令和6年4月10日
個人情報保護委員会事務局

こどもの個人情報等に係る規律の在り方①

1. こどもの個人情報等に係る現行の規律

- 現行の個人情報保護法上、こどもの個人情報の取扱い等に係る明文の規定はない。
- ただし、施行令、ガイドライン、Q&Aにおいて以下の記載がある。

代理人による開示等の請求等

個人情報保護法第32条第2項以下の開示等の請求等については、未成年者の法定代理人によってすることができるとなっている。

【個人情報保護法】

(開示等の請求等に応じる手続)

第三十七条 (略)

3 開示等の請求等は、政令で定めるところにより、代理人によってすることができる。

【個人情報保護法施行令】

(開示等の請求等を行うことができる代理人)

第十三条 法第三十七条第三項の規定により開示等の請求等を行うことができる代理人は、次に掲げる代理人とする。

- 一 **未成年者**又は成年被後見人の**法定代理人**
- 二 開示等の請求等を行うことにつき本人が委任した代理人

本人の同意（本人がこどもの場合）

「本人の同意」を得ることが求められている場面（目的外利用、要配慮個人情報の取得、第三者提供等）について、以下のとおり、一般的には12歳から15歳までの年齢以下のこどもの場合には法定代理人等から同意を得る必要があるとされている。

【個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）】

2-16（一部抜粋）

「本人の同意」とは、本人の個人情報が、個人情報取扱事業者によって示された取扱方法で取り扱われることを承諾する旨の当該本人の意思表示をいう（当該本人であることを確認できていることが前提となる。）…なお、個人情報の取扱いに関して同意したことによって生ずる結果について、**未成年者**…が判断できる能力を有していないなどの場合は、**親権者や法定代理人等から同意を得る必要がある**。

【「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」に関するQ&A】

Q&A 1-62（一部抜粋）

法定代理人等から同意を得る必要がある子どもの具体的な年齢は、対象となる個人情報の項目や事業の性質等によって、個別具体的に判断されるべきですが、一般的には12歳から15歳までの年齢以下の子どもについて、法定代理人等から同意を得る必要があると考えられます。

こどもの個人情報等に係る規律の在り方②

2. こどものプライバシーに関する国際的な枠組み

児童の権利に関する条約（1989年採択、日本は1994年に批准）

- 児童は身体的及び精神的に未熟であるため、特別な保護等を要するとして（前文）、18歳未満を「児童」と定義し（第1条）、国際人権規約において定められている権利を児童について敷衍し、児童の権利の尊重及び確保の観点から必要となる詳細かつ具体的な事項を規定。
- 同条約第16条は「いかなる児童も、その私生活、家族、住居若しくは通信に対して恣意的に若しくは不法に干渉され又は名誉及び信用を不法に攻撃されない。」（同条第1項）と規定しており、児童のプライバシーも同条約の保障対象とされている。

【デジタル環境との関連における児童の権利についての一般的意見25号】（2021年）

- 上記条約に関して条約機関である国連・児童の権利委員会が公表した法的指針。「児童のデータ処理が行われるすべての環境において児童のプライバシーが尊重されかつ保護されることを確保するための立法上、行政上その他の措置をとるべき」等とされている。

【こども基本法】（令和4年法律第77号）

- 日本においても、日本国憲法および児童の権利に関する条約の精神にのっとり、全てのこどもが将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指してこども政策を総合的に推進することを目的とするこども基本法が制定され、令和5年4月1日から施行されている。また、同日こども家庭庁が設立。

デジタル環境下のこどもに関するOECD勧告（2021年）

- こどもは大人よりも脆弱であり、デジタル環境においてデータ保護・プライバシー等に係るリスクに晒されていることや、こどものデータ保護・プライバシー保護がこどもの幸福や自立に必要な不可欠であること等を踏まえ、安全で有益なデジタル環境を促進するための原則と包括的な政策枠組みを勧告。
- 18歳未満を「こども」と定義したうえで、「包括的な政策枠組み」として、「デザインによる年齢に適したこどもの安全」を提供する措置（例：こどもの年齢、成熟度、状況を考慮したプライバシー保護等の促進や、プライバシーに関する明確な情報の利害関係者への提供）等を要求。
- 勧告の採択に際し、OECDは「デジタル環境下のこども 改訂リスク類型」（2021年）を発行しており、こどものデジタル環境における横断的リスクとして、「プライバシーリスク（対人関係、組織上、商業利用）」「先端テクノロジーリスク（例：IoT、予測、分析、バイオメトリクス）」「健康及び幸福に係るリスク」の3つを挙げている。

【OECD「デジタルサービスプロバイダー向けガイドライン」】（2021年）

- デジタル環境でこどもに影響を与える可能性のある行動をとるデジタルサービスプロバイダー向けのガイドラインであり、上記勧告を補完する位置づけ。
- こども向けのデジタルサービスの提供者等について、こどもの個人データの収集・利用・提供をこどもの最善の利益のためのサービス提供の履行に限定することや、こどものプロファイリングや自動化された意思決定の不許容等を要求。

【G20大臣宣言：デジタル環境における青少年保護とエンパワーメント】（2021年）

- 上記勧告に基づく附属書「G20ハイレベル原則」が採択され、デジタル環境における青少年保護とエンパワーメントを行うことが優先事項とされた。
- 当該宣言においては、青少年向けのサービス等を提供する企業について、サービスにおける青少年の保護とプライバシーを優先し、サービス等の開発に際して年齢に応じた青少年の安全性やプライバシー・バイ・デザインなどの安全対策を提供すべき等とされている。

※その他、UNICEFは、こどもが大人よりも脆弱であることやデータの収集に同意することによる長期的な影響を理解できないこと等を踏まえ、「こどものデータのより良いガバナンス事例：マニフェスト」（2021年）を公表し、こどものデータに係る主要な行動ポイントやガバナンスモデルを提唱している。

こどもの個人情報等に係る規律の在り方③

3. こどもの個人情報等に関する外国制度等①

【総論】

- 例えば以下の国・地域において、こどもの個人情報等に関する規律が存在している。詳細は次頁以下の表参照。
- 規律の在り方は、国・地域によって様々であるが、主として以下のパターンが確認された。
 - こどもの個人情報等をセンシティブ情報又はセンシティブデータに分類したうえで特別な規律の対象とするケース
 - センシティブ情報又はセンシティブデータとは別に、こどもの個人情報等に特有の規律を設けるケース
 - オンライン分野等一定の分野に限定したうえで、包括的な個人情報保護法令とは異なる法令において、こどもの個人情報等に関する規律を設けるケース

EU（欧州連合）	英国	アメリカ合衆国	中華人民共和国	大韓民国
インド共和国	インドネシア共和国	ブラジル連邦共和国	（カナダ）※	

※ カナダのCPPAについて

- カナダにおける現行法（PIPEDA）上、こどもの個人情報等に関する明文上の規律は存在しない。もともと、PIPEDAに代わる新法であるCPPA（Consumer Privacy Protection Act）の制定が検討されている。
- 2022年6月に公表されたCPPAの草案では、未成年者の個人情報はセンシティブ情報に該当する旨が規定されている（第2条第2項）。（ただし、センシティブ情報に該当した場合の法効果等は草案上明確にされていない。）

こどもの個人情報等に係る規律の在り方④

3. こどもの個人情報等に関する外国制度等②

国・地域	EU（欧州連合）		英国
法令等	GDPR（一般データ保護規則）	DSA（デジタルサービス法）	Children's Code ※UKGDPRはGDPR参照
年齢基準等	第8条について、16歳未満（ただし、加盟国毎に13歳未満にまで引き下げ可（※1））。「こども(Children)」そのものは定義なし。	18歳未満	18歳未満 ※UKGDPR第8条との関係では13歳未満とされている。
規律等の概要	<p><u>前文</u></p> <ul style="list-style-type: none"> こどもは特別な保護を享受し、特にマーケティング目的や個人プロフィールの作成目的でのこどもの個人データの使用等には特別な保護が適用されるべき（前文第38項）。 法的効果又は類似の重大な効果をもたらすプロファイリングを含むもっぱら自動化された意思決定（本文第22条参照）はこどもに適用されるべきではない（前文第71項、自動化された個人に対する意思決定とプロファイリングに関するガイドライン）。 <p><u>条文（本文）</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 16歳未満のこどもに対する直接的な情報社会サービス（※2）の提供との関係における個人データの取扱いについて、「同意」（第6条第1項(a)）の法的根拠に依拠する場合は、こどもの親権者の同意・承認が必要（第8条）。 処理の法的根拠として正当な利益に依拠するに際しては、データ主体の利益等が当該利益を上回ってはならず、データ主体がこどもである場合については特にこの点に留意する必要（第6条第1項(f)）。 <p><u>その他</u></p> <ul style="list-style-type: none"> フランス・オランダ・アイルランド等の加盟国においては、GDPRを敷衍する形でこどものプライバシー保護のためのルール（ガイダンス）を当局が策定・公表している。 	<p>同法は、情報社会サービスのうち「仲介サービス」「ホスティングサービス」「オンライン・プラットフォーム」「超大規模オンライン・プラットフォーム」の提供者について、事業者の特性や規模に応じた規制を定めている。このうち「オンライン・プラットフォーム」「超大規模オンライン・プラットフォーム」の提供者に未成年者に係る以下の規律が適用される。</p> <ul style="list-style-type: none"> 未成年者がアクセス可能な「オンライン・プラットフォーム」の提供者は、そのサービスにおいて、未成年者のプライバシー、安全及びセキュリティを高い水準で確保するために適切かつ相応の措置を講じなければならない（第28条第1項）。 また、「オンライン・プラットフォーム」の提供者は、サービスの受信者が未成年者であることを合理的な確実性をもって認識している場合、GDPR第4条第4項に定義されるプロファイリングに基づく広告（いわゆるターゲティング広告）をインターフェース上に提示してはならない（第28条第2項）。 	<p>デジタルサービスに係るこどもへのUKGDPR及びPECR（※3）の適用関係を示す規範であり、不遵守はこれらの法令違反となり得る。18歳未満がアクセスする可能性のある情報社会サービスに適用され、次の15の基準を満たすことを要求。</p> <p><u>15の基準</u></p> <ol style="list-style-type: none"> こどもの最善の利益の優先 データ保護影響評価の実施とリスクの評価・軽減 年齢に応じて適切なレベルの規律を適用 透明性 未成年者の幸福に有害な使用等の回避 自らが公表しているポリシーや基準の遵守 デフォルトで高プライバシーに設定 データの最小化 正当な理由がある場合を除きこどものデータは非開示 ジオロケーションのデフォルトオフ 親権者によるコントロール・監視をこどもに通知・明示 プロファイリングのデフォルトオフ、プロファイリング時の有害コンテンツからの保護措置の実施 ナッジテクニックの回避 接続されるトイ、デバイスの本Codeへの準拠 こどもが権利行使をしやすいオンラインツールの提供

※1 ベルギー、スウェーデンなどは13歳未満、イタリア、スペインなどは14歳未満、フランス、チェコなどは15歳未満、ドイツ、オランダなどは16歳未満とされている。

※2 「通常、報酬のために、隔地間で、電子的手段によって、サービス受信者の個別の要求に応じて提供されるあらゆるサービス」を指す（欧州議会及び理事会の指令(EU) 2015/15351の第1条第1項b)）。

※3 電子通信に係るプライバシーについてUKGDPRと並んで規律を行うPrivacy and Electronic Communications Regulationsを指す。

（出典）令和5年度「個人情報保護に関する海外動向調査」（受託者：渥美坂井法律事務所・外国法共同事業）の調査結果等を元に作成。

こどもの個人情報等に係る規律の在り方⑤

3. こどもの個人情報等に関する外国制度等③

国・地域	アメリカ合衆国（連邦法）	
法令等	COPPA（児童オンラインプライバシー保護法）	ADPPA（米国プライバシー保護法） ※未成立
年齢基準等	13歳未満	17歳未満
規律等の概要	<p>13歳未満の子ども向けのウェブサイト又はオンラインサービスの運営者その他13歳未満の子どもからオンラインで個人情報を収集していることを知っているウェブサイト又はオンラインサービスの運営者を対象に、以下の義務を定めている(15 U.S. Code § 6501(9)、COPPA規則§312.4~312.8、312.10)。</p> <p><u>COPPA規則上の主たる規律</u></p> <ol style="list-style-type: none"> ① 子どもから収集する情報の内容や利用に係るウェブサイト又はオンラインサービス上での通知義務 ② こどもの個人情報を収集・利用・開示するに際しての検証可能な親の同意の取得義務 ③ 親に対して子どもから収集した個人情報を開示し、また、更なる情報の使用又は保持を拒否する機会を与える義務 ④ 子どもがゲーム等のアクティビティに参加するための条件として、合理的に必要とされる以上の個人情報の開示を求めることの禁止 ⑤ 子どもから収集した個人情報の機密性・セキュリティ・完全性を保護するために合理的な措置を講じる義務 ⑥ 利用目的に照らして合理的に必要な期間に限定したこどもの個人情報の保持 	<p>米国ではCOPPAとは別に、データ保護に係る一般法（連邦法）としてADPPA（American Data Privacy and Protection Act, H.R.8152.）の制定が検討されている。2022年6月に公表された草案によれば、17歳未満の個人を「対象未成年者」と定義したうえで、事業者に対し、対象未成年者の個人データの取扱いについて以下の規律を課している。</p> <p><u>対象未成年者に係る主たる規律</u></p> <ol style="list-style-type: none"> ① 対象未成年者に関する情報はその旨を事業者が認識している場合にはセンシティブデータとなる（ADPPA案第2条(11)）。センシティブデータの取得又は処理は許容される場面が限定されており、要求された特定の製品・サービスを提供・維持するために特に必要である等の場合にのみ許容される（同条(28)(A)(xiii)、第102条(2)）。 ② ターゲティング広告の対象となる個人が対象未成年者であることを認識している場合には、かかる行為は禁止される（同第205条(a)）。 ③ 加えて、対象事業者が本人が対象未成年者であることを認識している場合、当該未成年者又はその親権者若しくは保護者から積極的同意を得なければ、原則として対象未成年者の対象データを第三者に移転できず、また、移転を指示することもできない（同第205条(b)(1)）。

こどもの個人情報等に係る規律の在り方⑥

3. こどもの個人情報等に関する外国制度等④

国・地域	アメリカ合衆国（カリフォルニア州法）	
法令等	CCPA (カリフォルニア州消費者プライバシー法)	CAADCA (カリフォルニア州年齢適正デザインコード法) ※2024年7月施行予定
年齢基準等	13歳/16歳未満	18歳未満の消費者
規律等の概要	<p>個人情報の販売・共有に関して以下の規律がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> 消費者は、消費者に関する個人情報を第三者に販売又は共有する事業者に対し、いつでもその個人情報を販売又は共有しないように指示する権利（オプトアウト権）を有する（Cal. Civil Code第1798.120第(a)項）。 しかし、消費者が16歳未満であることを実際に知っている場合、事業者はオプトアウトではなくオプトイン同意を取得することが求められており、当該消費者が13歳以上16歳未満の場合は、当該消費者の積極的な承認を得ることなく、消費者の個人情報を販売又は共有してはならない。当該消費者が13歳未満の場合は、消費者の親又は後見人の積極的な承認を得ることなく、消費者の個人情報を販売又は共有してはならない（同条第(c)項）。 <p>※「販売」とは、金銭その他の価値ある対価のためになされる第三者に対する個人情報の販売、賃貸、開示等を含む口頭、書面又は電子的手段等による伝達を指す（同140条第(ad)項）。</p> <p>※「共有」とは、クロスコンテキスト行動ターゲティング広告目的による第三者への提供を指す（同条第(ah)項）。</p>	<p>18歳未満を「対象未成年者」と定めたとうえで、対象未成年者がアクセスする可能性のあるオンラインサービス・商品・機能を提供する事業者を対象に、以下の義務や禁止行為を課している（Cal. Civil Code第1798.99.31条第(a)項及び第(b)項）。</p> <p><u>CAADCA上の主たる規律</u></p> <ol style="list-style-type: none"> ① データ保護影響評価を実施し2年毎に見直す義務 ② 高水準のプライバシー設定をデフォルトで提供する義務 ③ プライバシーポリシー等について年齢に応じた明快な言葉による記載を行う義務 ④ 位置情報の取得を通知する義務 ⑤ 適切な保護措置が講じられており、かつ、対象サービス等のために必要又は対象未成年者の最善の利益に適うと証明可能である場合を除き、デフォルトで対象未成年者のプロファイリングを行うことの禁止 ⑥ 対象未成年者の精密な位置情報を収集、販売又は提供する行為の原則禁止、及び、収集時の通知義務 ⑦ ダークパターン等の利用の禁止 ⑧ 年齢又は年代の推測のために収集した個人情報の目的外利用の禁止

こどもの個人情報等に係る規律の在り方⑦

3. こどもの個人情報等に関する外国制度等⑤

国・地域	中華人民共和国	大韓民国	インド共和国	インドネシア共和国	ブラジル連邦共和国
法令等	PIPL (中華人民共和国個人情報保護法)	PIPA (個人情報保護法)	2023年デジタル 個人データ保護法※未施行	PDPL (個人データ保護法)	LGPD (ブラジル一般データ保護法)
年齢 基準等	14歳未満	14歳未満	18歳未満	(18歳未満の未婚者) ※未施行の規則案	18歳未満
規律等 の概要	<ul style="list-style-type: none"> 個人情報取扱者は、処理する個人情報が14歳未満のこどもの個人情報であることを知っていた場合、又は知るべきであった場合には、当該こどもの親権者その他の保護者の同意を得る必要(PIPL第31条)。 14歳未満のこどもの個人情報を処理する個人情報取扱者は、当該処理のための特別な規則(プライバシーポリシー等)を策定する必要(同条)。 14歳未満のこどもの情報はセンシティブ情報に該当するため(同第28条)、以下の規律がかかる。 <p>センシティブ情報に係る主たる規律</p> <ol style="list-style-type: none"> 個人情報取扱者は、特定の目的及び十分な必要性があり、厳格な保護措置が講じられている場合に限り、センシティブ情報を処理可能(同第28条)。 センシティブ情報を処理する場合、個人情報取扱者は、原則として、当該情報の処理の必要性並びに本人の権利及び利益に及ぶ影響について、本人に通知しなければならない(同第30条)。 個人情報取扱者は、センシティブ情報を処理する場合、まず個人情報保護に与える影響を評価し、処理内容を記録しなければならない(同第55条)。 	<ul style="list-style-type: none"> 個人情報処理者は、個人情報の取得・利用・第三者提供を行うに際しては原則として本人の同意を取得する必要があるが、14歳未満のこどもの個人情報については法定代理人の同意を取得する必要がある(PIPA第22条の2第2項、第15条2項、第17条第1項)。 個人情報処理者は、14歳未満のこどもに個人情報の処理に関する事項の告知等をする際、理解しやすい様式と明確で分かりやすい言語を使用する必要(同第22条の2第3項)。 14歳未満のこどもの法定代理人は、個人情報処理者にそのこどもの個人情報の閲覧等を請求できる(同第38条第2項)。 <p>※その他、2022年7月に当局(PIPC)がこどもの個人情報の保護に関するガイドラインを公表。</p>	<p>こどもの個人データの処理について以下の規律が設けられている。</p> <ol style="list-style-type: none"> データ管理者は、あらゆるこどもの個人データの処理前に、こどもの親又は保護者の検証可能な同意を得る必要(2023年デジタル個人データ保護法第9条(1))。 データ管理者は、こどもの福祉に悪影響を及ぼす可能性のある個人データの処理を行ってはならない(同条(2))。 データ管理者は、こどもの追跡若しくは行動監視又はこどもに向けたターゲティング広告をしてはならない(同条(3))。 	<ul style="list-style-type: none"> こどものデータの処理について、保護者の同意を得る必要(PDPL第25条)。 こどものデータは「特定個人データ」に該当し(同第4条(2))、以下の規律の対象となる。 <p>特定個人データに係る主たる規律</p> <ol style="list-style-type: none"> その処理に際してはデータ保護影響評価を行う必要がある(同第34条第1項、第2項b)。 特定個人データに関連する個人データの大規模な処理を行う場合には、DPO(データの保護機能を担う職員又は役員)を任命する必要(同第53条1項c)。 	<p>18歳未満の個人情報の処理に係る主たる規律として以下のものがある。</p> <ol style="list-style-type: none"> 処理に際し、原則親又は法定代理人による具体的かつ顕著な同意を要求(LGPD第14条第1項)。 収集した情報の種類、利用形態、権利行使手続きに関する情報の公開を要求(同第3項)。 ゲーム等のアクティビティに参加するための条件として、合理的に必要とされる以上の個人情報の開示を求めることの禁止(同第4項)。

こどもの個人情報等に係る規律の在り方⑧

4. こどもの個人情報等に関する外国における主な執行事例等①

企業・団体名	Meta Platforms Ireland Limited	TikTok Information Technologies UK Limited及びTikTok Inc	Google, LLC.及び YouTube, LLC
該当国／当局	アイルランド／IDPC	英国／ICO	米国／FTC
執行等の日	2022年9月15日	2023年4月4日	2019年9月10日
問題となったこどもの個人情報等の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> 同社は、同社が運営する写真共有アプリ「Instagram」において、ビジネス用アカウントの作成が可能な未成年の利用者（13～17歳）の携帯電話番号やメールアドレスなどの個人データがデフォルトで広く公表される設定にしていた。 EDPB（欧州データ保護会議）は、処理対象がこどもの個人データであることを踏まえると正当な利益（GDPR第6条第1項(f)）等は認められず、上記個人データの処理の法的根拠を欠いている等と判断し、その旨を含む拘束力のある決定（GDPR第65条第1項）を採択。 IDPCは、データ処理が国境を越えて行われている場合の主監督機関として（GDPR第56条）、上記EDPBの決定を基に、GDPR違反を理由に下記の措置を実施。 	<ul style="list-style-type: none"> 同社は、2018年5月から2020年7月にかけて、同社の利用規約に反し、13歳未満の英国のこどもにサービスを提供し、保護者の同意なく個人データを処理した。 また、同社は個人データがどのように収集され、使用され、共有されるかについて、理解しやすい方法で、プラットフォームを利用する人々に明確で適切な情報を提供しなかった。 ICOは、情報社会サービスの提供時の親の同意取得に係る規律や情報提供義務を定めるUKGDPR違反等を理由に下記の措置を実施。 	<ul style="list-style-type: none"> 同社はこども向けのチャンネルの視聴者に対しても、親の同意を求める通知等を表示することなく、Cookieを利用して追跡を行う形で個人情報を収集していた。 FTCは、こどもの個人情報の収集等に関する親の同意の取得義務等を定めたCOPPA規則違反を理由に以下の命令を発出。
当局が取った主な措置	4億500万ユーロの制裁金の支払を命令。	1270万ポンドの制裁金の支払を命令。	以下の内容の命令を発出。 <ol style="list-style-type: none"> FTCに対し1億3600万ドル、ニューヨーク州に対し3400万ドルの支払 動画をアップロードするチャンネルオーナーがこども向けコンテンツであるか否かを指定するためのシステムを開発して実装すること等

（出典）株式会社日本総合研究所「個人情報保護に係る主要課題に関する海外・国内動向調査 最終報告書」（2023年12月）の調査結果等を元に作成。

こどもの個人情報等に係る規律の在り方⑨

4. こどもの個人情報等に関する外国における主な執行事例等②

企業・団体名	Epic Games, Inc.	AMAZON. COM, INC.及び AMAZON.COM SERVICES LLC	Edmodo, LLC.
該当国／当局	米国／FTC	米国／FTC	米国／FTC
執行等の日	2022年12月19日	2023年7月19日	2023年6月27日
問題となったこどもの個人情報等の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> 同社は、「フォートナイト」というマルチプレイヤーシューティングゲームを開発・運営しているが、フォートナイトをプレイした13歳未満の子どもから、両親に通知することなく、両親の検証可能な同意を得ずに個人情報を収集していた。 FTCは、こどもの個人情報の収集等に関する親の同意の取得義務等を定めたCOPPA規則違反等を理由に以下の命令を発出。 ※ダークパターンを用いてプレイヤーを意図しない課金へ誘導した点等も問題視され、別途FTC法違反が認定され民事制裁金が課されている。 	<ul style="list-style-type: none"> 同社は、音声アシスタントサービスAlexaを提供するに際し、こどもの音声記録をデフォルトで無期限に保持していた。 同社は、こどもの音声記録及びジオロケーション情報に関して、「求めればいつでもデータを削除できる」と説明していたが、実際にはユーザーの削除要求に一部応じていなかった。 FTCは、利用目的に照らして合理的に必要な期間に限定したこどもの個人情報の保持や親に対して子どもから収集した個人情報の保持を拒否する機会の提供義務を定めたCOPPA規則違反等を理由に以下の命令を発出。 	<ul style="list-style-type: none"> 同社は、保護者、学校、教師向けの教育プラットフォームを提供するに際し、親へ通知を行わず、また、親の同意を得ず、こどもの個人情報をターゲティング広告に利用していた。 また、同社は13歳未満の子どもを含む個人情報を無期限に保管していたが、そのうちアクティブな利用者はわずかであった（約100万人分）。 FTCは、こどもの個人情報の収集等に関する親の同意の取得義務や利用目的に照らして合理的に必要な期間に限定したこどもの個人情報の保持を定めたCOPPA規則違反等を理由に以下の命令を発出。
当局が取った主な措置	<p>以下の内容の命令を発出。</p> <ol style="list-style-type: none"> FTCに対し2億7500万ドルの民事制裁金の支払 児童や10代の若者向けに強力なプライバシーの設定を行うこと等 	<p>以下の内容の命令を発出。</p> <ol style="list-style-type: none"> 2500万ドルの民事制裁金の支払 親からの要請がない限り、非アクティブとなっているこどものプロフィール（18か月間使用されていないプロフィール）を特定し、削除すること等 	<p>以下の内容の命令を発出。</p> <ol style="list-style-type: none"> 600万ドルの民事制裁金の支払（ただし、Edmodoに支払能力がないため保留） COPPA規則に違反する方法で児童から個人情報を収集することの禁止等

こどもの個人情報等に係る規律の在り方⑩

5. こどもの個人情報等に関する社会的反響の大きかった事例

事例A	事例B
<ul style="list-style-type: none"> 全寮制の学校Aが、全生徒にウェアラブル端末を購入してもらい、心拍数、血圧、睡眠時間、入退室履歴等を把握し、生徒の健康管理に役立てる取組を実施することが報道された。 上記報道の後、SNS上では、好意的な声も寄せられる一方で、批判も少なくなく、賛否交えた議論となった。 Aは、導入は検討中である等として、報道を否定するコメントを公表した。 	<ul style="list-style-type: none"> 学校Bで、生徒の手首につけた端末で脈拍を計測し、授業中の集中度を測定する実証研究を行っている。 生徒の集中度は、教員の端末に即座に反映され、一人ずつのグラフが現れる。 教員は、授業後や放課後に上記データを確認し、授業の進め方と生徒の集中度の関連性等を見て自分の授業を振り返る。 また、上記データは、生徒自身の「振り返り」に使うことも目的とする。 成績の評価や教員の授業評価には利用しない。

(出典) 株式会社日本総合研究所「個人情報保護に係る主要課題に関する海外・国内動向調査 最終報告書」(2023年12月)を元に作成。

6. こどもの個人情報等に関連する個人情報保護法に基づくこれまでの行政上の対応

企業・団体名	株式会社四谷大塚
対応日	令和6年2月29日
問題となった取扱い	<ul style="list-style-type: none"> 学習塾を運営する同社で国語、算数等を担当していた従業員Xは、自身に業務上付与されたID及びパスワードで本件システムにログインし、在校児童の個人データを検索・閲覧のうえ、自身のスマートフォンに個人データを打ち込んで記録し、氏名、生年月日、住所、所属小学校名、電話番号を含む在校児童6人分の本件個人データをSNSアカウントに送信して投稿した。 同社は大量の児童の個人データを保有及び管理しているにもかかわらず、人的なリソース不足を理由にコンプライアンス及びリスク管理に関する部署を設置していなかった。また、責任者の設置はしていたものの、漏えい等事案が発生した場合に当委員会に報告するための体制が機能していなかったため、漏えい自体の発覚から速報・確報の提出まで約2か月を要した。 定期的な内部監査に際して、個人データの取扱い状況の把握及び安全管理措置の見直しに不備があった。
行政上の対応	<p>以下の指導を実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> 個人データの安全管理措置を講ずるための組織体制の整備、漏えい等事態へ迅速に対応する体制の整備・見直し 個人データの取扱い状況を確認するための定期的な監査の実施等

こどもの個人情報等に係る規律の在り方⑪

7. 個人情報保護法相談ダイヤルにおけるこどもの個人情報等に係る相談事例等

【頻度の多い相談事例】

事例A	事業者において第三者提供や目的外利用等本人の同意が必要な行為を行う予定がある。個人情報保護法上は「本人の同意」とあるが、本人が未成年である場合にはどう対応すればよいのか。
------------	---

【その他の相談事例等】

事例B	インターネット上で児童の個人情報を公開するに際し留意すべき事項は何か。
事例C	事業者がパンフレットに児童の個人情報を掲載しているが、当該掲載について児童から口頭で同意をとったのみであり、親には何らの連絡もなかった。
事例D	未成年の娘宛に事業者からDMが届いた。発送先の事業者を確認したところ名簿販売事業者から娘の個人データを買ったとのことであった。
事例E	ある事業者から教材の営業電話があった。当該事業者は小学生から高校生までの児童の情報を取得したうえで営業をかけてきているようであった。
事例F	未成年者を対象とした事業を展開するある事業者においては、オンライン上で個人情報を管理している。しかし、URLを知るものであれば誰でも児童の写真を含む個人情報が広く閲覧可能な状態になっている。問題があるのではないか。
事例G	事業者が保有する児童の個人情報について、親が開示や削除の依頼をしているにもかかわらず、なかなか応じてくれない。

団体訴訟制度①

1. 個人情報保護法相談ダイヤル（民間部門）における苦情の受付件数

- 個人情報保護委員会は、個人情報保護法第169条に基づき、個人情報保護法に関する一般的な解釈や個人情報保護制度に関する一般的な質問に回答するとともに、個人情報等の取扱いに関する苦情の申出についての必要なあっせん及びその処理を行う事業者への協力等を行うための窓口として、個人情報保護法相談ダイヤルを設置・運用している。
- 個人情報保護委員会は、個人情報保護法第132条第2号に基づき、個人情報等の取扱いに関する苦情が寄せられた場合、個人情報保護法相談ダイヤルにおいて、相談者に対し事案の内容に応じた説明を行うほか、必要に応じて、相談者からの苦情の申出についてあっせんを行うとともに、苦情の処理を行う事業者に対して解決に向けた協力を行っている。
- 個人情報保護法相談ダイヤル（民間部門）では、令和4年度において、25,055件の相談を受け付けた。当該相談のうち、苦情に係る受付件数及び内容は以下のとおり。

（期間：令和4年4月1日～令和5年3月31日、単位：件）

件数	問合せ内容上位5項目（※） （1件の問合せで複数の項目に該当する場合を含む。）				
	第三者提供	利用目的	開示等	安全管理措置	不適正な利用の禁止
7,466	2,991	1,891	1,291	764	543
苦情の合計のうち、あっせん申出受付の件数は23件。					

※ 上段は問合せ内容の項目、下段は当該項目に関する問合せ件数を示す。

団体訴訟制度（差止請求）①

1. 個人情報取扱事業者等に対する監督の状況

(期間：令和4年4月1日～令和5年3月31日、単位：件)

	報告徴収	立入検査	指導及び助言	勧告	命令
件数	176件	26件	115件	1件	1件

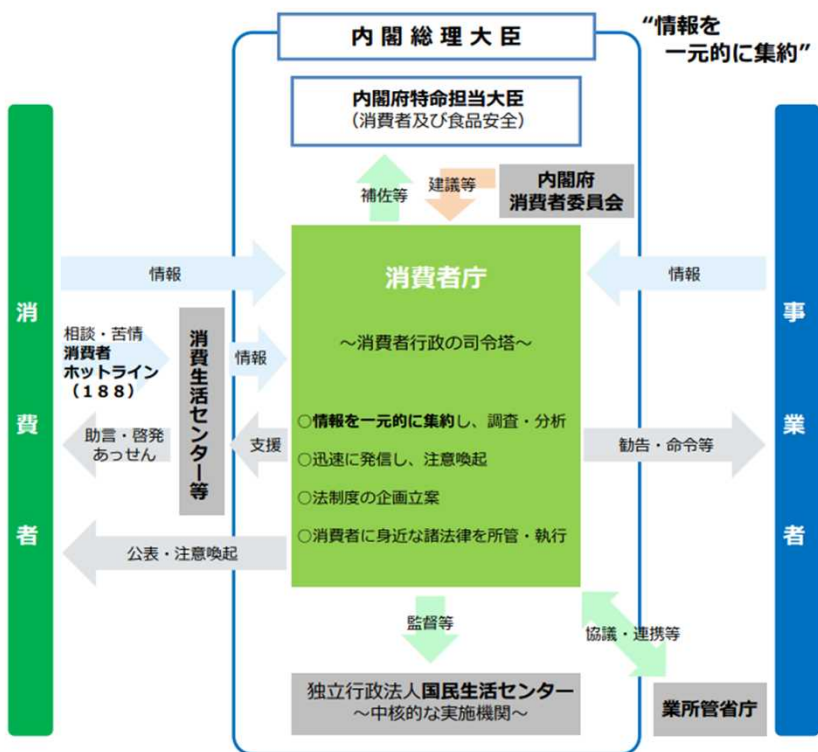
2. 本人による保有個人データの利用停止等

- 本人は、当該本人が識別される保有個人データについて、一部の個人情報保護法の規定に違反する場合（具体的には以下のとおり。）や、本人の権利又は正当な利益が害されるおそれがある場合等に、個人情報取扱事業者に対して、当該本人が識別される保有個人データの利用停止等又は第三者提供の停止を請求することができる（個人情報保護法第35条）。
 - 個人情報保護法第18条の規定に違反して本人の同意なく目的外利用がされている
 - 個人情報保護法第19条の規定に違反して不適正な利用が行われている
 - 個人情報保護法第20条の規定に違反して偽りその他不正の手段により個人情報が取得され又は本人の同意なく要配慮個人情報が取得されたものである
 - 個人情報保護法第27条第1項又は第28条の規定に違反して本人の同意なく第三者に提供されている
- 令和2年2月15日～3月12日に実施されたアンケート調査では、「保有個人データの利用停止・消去又は第三者提供の停止に関する請求を過去一年間で約何件受けましたか？」との質問に対して、回答のあった事業者（全158社）のうち47%が、「10件未満」と回答した（※）。

※ 株式会社フューチャー・コミュニケーションズ「個人情報の適正な取扱いに関する実態調査（令和元年度）報告書」（令和2年3月）

団体訴訟制度（差止請求）②

3. 消費者行政における相談体制について



- 都道府県や市区町村に置かれている消費生活センターは、消費者からの相談に対して、相談者に情報提供や助言を行ったり、相談者と事業者との間に入り、解決に向けて対応に当たるあっせんを行ったりするなど、消費者行政の最前線として活動している。
- 国民生活センターは、国や全国の消費生活センター等と連携し、消費者行政における中核的な機関としての役割を担っており、例えば、以下の業務を行っている。
 - 消費生活センター等に対する、解決困難な相談の処理方法等のアドバイス
 - 最寄りの消費生活センター等につながらなかった消費者からの相談の受け付け
 - PIO-NET（全国消費生活情報ネットワークシステム）を通じた、全国の消費生活センター等に寄せられた消費生活相談情報の収集
 - 解決が全国的に重要である消費者紛争についての、裁判外紛争解決手続（ADR）の実施
- なお、個人情報保護委員会では、「個人情報保護法相談ダイヤル」を設け、電話による相談を受け付けている。

（出典）消費者庁「消費者庁パンフレット」（令和5年4月更新）（https://www.caa.go.jp/about_us/about/caa_pamphlet/assets/pamphlet_jp_0000.pdf）を基に作成。

4. 公正取引委員会の組織

- 公正取引委員会は、地方事務所等として、北海道事務所・東北事務所・中部事務所・近畿中国四国事務所・近畿中国四国事務所中国支所・近畿中国四国事務所四国支所・九州事務所・内閣府沖縄総合事務局総務部公正取引課を置いている。
- なお、個人情報保護委員会には、地方支分部局は存在しない。

団体訴訟制度（差止請求）③

5. 適格消費者団体による差止請求①

- 適格消費者団体は、「不当な勧誘」、「不当な契約条項」、「不当な表示」などの事業者の不当な行為をやめるよう求めることができる。
- 適格消費者団体とは、以下の要件を満たし、差止請求を行うのに必要な適格性を有するとして、内閣総理大臣が認定した消費者団体のこと。
 - 特定非営利活動法人、一般社団法人、一般財団法人であること
 - 不特定多数の消費者の利益の擁護を図るための活動を主たる目的として、現にその活動を相当期間にわたり継続して適正に行っていること
 - 差止請求のための組織体制や業務規程を適切に整備していること
 - 消費生活及び法律の専門家を確保していること
 - 経理的基礎を有すること など
- 差止請求の対象は、事業者が不特定かつ多数（※1）の消費者に対して消費者契約法等に違反する不当な行為を行っている、又は、行うおそれがあるとき（※2）。

※1 「不特定かつ多数」とは、特定されていない相当数という意味であり、例えば、特定の販売組織の会員や特定の職業に従事する者を対象として勧誘するような場合においても、その対象となる者が容易に拡散し得る場合には、この要件に該当すると考えられる（消費者庁消費者制度課「逐条解説」（https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_system/consumer_contract_act/annotations/assets/consumer_system_cms203_230915_19.pdf）201頁）。

※2 差止請求の対象は、消費者契約法のほか、景品表示法、特定商取引法、食品表示法に規定されている。

団体訴訟制度（差止請求）④

5. 適格消費者団体による差止請求②

- 差止請求の流れは、概要以下のとおり（※1）。
 - ① 消費者からの情報提供などにより被害情報を収集・分析・調査
 - ② 事業者に対し、業務改善を申し入れ（裁判外の交渉）
 - ③ 団体と事業者で協議
 - ④ （交渉成立の場合）事業者による業務改善
 - ⑤ （交渉不成立の場合）事業者に対し、提訴前の書面による事前請求をした上、裁判所へ訴え提起
 - ⑥ 判決、または裁判上の和解等
- 適格消費者団体は、令和6年2月現在、北海道から沖縄まで、全国に26団体ある（※2）。
- 適格消費者団体による差止請求は、制度の運用が開始された平成19年6月から令和5年3月31日までの間に966件行われ、うち85件の差止請求訴訟が提起されている（※3）。
- なお、現行の個人情報保護法には、適格消費者団体の差止請求についての規定は設けられていない。また、差止請求を行うのに必要な適格性を有する団体を認定する制度も設けられていない。もっとも、適格消費者団体が事業者に対し、法令上の差止請求権の行使とは別に、個人情報の取扱いの改善を求めた例がある（※4）。

※1 政府広報オンライン「消費者団体訴訟制度 不当な勧誘や契約条項などによる消費者トラブルに遭ったら活用を！」（<https://www.gov-online.go.jp/useful/article/201401/3.html>）

※2 消費者庁「適格消費者団体・特定適格消費者団体とは」
（https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_system/collective_litigation_system/about_qualified_consumer_organization）

※3 消費者庁「令和5年版 消費者白書」
（https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_research/white_paper/assets/consumer_research_cms201_2300908_02.pdf） 156頁

※4 「（特定）適格消費者団体の活動について（消費者支援機構関西）」（第268回個人情報保護委員会・資料1-1）

団体訴訟制度（差止請求）⑤

6. 個人情報に係る本人が不特定かつ多数と評価し得る事例に係る個人情報保護法に基づくこれまでの主な行政上の対応①

企業・団体名	フェイスブック	JapanTaxi 株式会社
対応日	平成30年10月22日	平成30年11月30日 令和元年9月17日
問題となった取扱い	<ul style="list-style-type: none"> •フェイスブックの利用者（以下「ユーザー」という。）が、ソーシャルプラグインである「いいね！」ボタンが設置されたウェブサイトを開覧した場合、当該ボタンを押さなくともユーザーID、アクセスしているサイト等の情報が同社に自動で送信されていた。 •性格診断アプリを介して取得したユーザーの個人情報が不正にケンブリッジアナリティカ社（英国の分析会社）に共有された。 	<ul style="list-style-type: none"> •タクシー車内に設置したタブレット端末付属のカメラを用いてタクシー利用者の顔画像を撮影して広告配信に利用していたが、その旨をタクシー利用者に対して十分に告知していなかった。
行政上の対応	<ul style="list-style-type: none"> •以下の事項について指導を行った。 <ul style="list-style-type: none"> ✓ユーザーへの分かりやすい説明の徹底、本人の同意の取得、本人からの削除要求への適切な対応等を行う。 ✓プラットフォーム上の第三者が開発したアプリケーションの活動状況の監視等を徹底する。 	<ul style="list-style-type: none"> •タクシー利用者に対する分かりやすい説明の徹底等について、指導を行った。

団体訴訟制度（差止請求）⑥

6. 個人情報に係る本人が不特定かつ多数と評価し得る事例に係る個人情報保護法に基づくこれまでの主な行政上の対応②

企業・団体名	<p style="text-align: center;">株式会社リクルート 株式会社リクルートキャリア いわゆる内定辞退率を提供するサービス（※）の利用企業</p>
対応日	<p style="text-align: center;">令和元年12月4日</p>
問題となった取扱い	<ul style="list-style-type: none"> • 2018年度卒業生向けの「リクナビ2019」におけるサービスでは、個人情報である氏名の代わりにCookieで突合し、特定の個人を識別しないとする方式で内定辞退率を算出し、第三者提供に係る同意を得ずにこれを利用企業に提供していた。リクルートキャリア社は、内定辞退率の提供を受けた企業側において特定の個人を識別できることを知りながら、提供する側では特定の個人を識別できないとして、個人データの第三者提供の同意取得を回避しており、法の趣旨を潜脱した極めて不適切なサービスを行っていた。 • 本サービスにおける突合率を向上させるため、ハッシュ化すれば個人情報に該当しないとの誤った認識の下、サービス利用企業から提供を受けた氏名で突合し内定辞退率を算出していた。ハッシュ化されていても、リクルートキャリア社において特定の個人を識別することができ、本人の同意を得ずに内定辞退率を利用企業に提供していた。 • 「リクナビ2020」プレサイト開設時（2018年6月）に、本サービスの利用目的が同サイト内に記載されたことをもって、サービス利用企業から提供を受けた氏名で突合し内定辞退率を、算出していた。しかしながら、プレサイト開設時のプライバシーポリシーには第三者提供の同意を求める記載はなく、2019年3月のプライバシーポリシー改定までの間、本人の同意を得ないまま内定辞退率をサービス利用企業に提供していた。 • 本サービス利用企業は、本サービスに関する利用目的の通知又は公表等が不適切であったり、個人データを外部に提供する際の法的検討ないし当該法的整理に従った対応等が不適切であったりした。
行政上の対応	<ul style="list-style-type: none"> • リクルート社及びリクルートキャリア社に対して、個人データを取り扱う際に、適正に個人の権利利益を保護するよう、組織体制を見直し、経営陣をはじめとして全社的に意識改革を行い、以下の事項を含め、必要な措置をとることを勧告した。 <ul style="list-style-type: none"> ✓ 新しい商品等を検討する際に、法に則り適正に個人情報を取り扱うよう検討、設計する体制を整備すること ✓ 個人情報を取得する際は、商品等の内容をできる限り特定し、当該利用目的の通知又は公表を適切に行うこと ✓ リクルート社においては、業務を委託する場合は、委託先に対し、必要かつ適切な監督を行うこと • 利用企業に対して、以下の事項について適切に対応するよう指導を行った。 <ul style="list-style-type: none"> ✓ 利用目的の通知、公表等を適切に行うこと ✓ 個人データを第三者に提供する場合、組織的な法的検討を行い、必要な対応を行うこと ✓ 個人データの取扱いを委託する場合、委託先に対する必要かつ適切な監督を行うこと

（※）採用活動に応募した学生等の情報とリクナビ会員情報を突合し、リクナビ上の閲覧履歴等を基に内定を辞退する確率を算出して提供するサービス。

団体訴訟制度（差止請求）⑦

6. 個人情報に係る本人が不特定かつ多数と評価し得る事例に係る個人情報保護法に基づくこれまでの主な行政上の対応③

企業・団体名	多数の破産者等の個人情報を個人情報保護法に反して取り扱っているウェブサイトの運営者	有限会社ビジネスプランニング
対応日	令和4年11月2日	令和6年1月17日
問題となった取扱い	<ul style="list-style-type: none"> 上記ウェブサイトでは、破産手続開始決定又は民事再生手続開始決定を受けた個人の氏名及び住所といった個人データ（個人情報）が、不特定多数の者による当該個人に対する財産的・人格的差別が誘発されるおそれがあることが十分に予見できるにもかかわらず、インターネット上に公開されている地図データと紐付けられる形で表示されていた。 	<ul style="list-style-type: none"> 販売先が、法に違反するような行為を行う者にも名簿を転売する転売屋（ブローカー）だと認識していたにもかかわらず、意図的に販売先での名簿の用途を詳しく確認せず、転売屋に名簿を販売した。
行政上の対応	<ul style="list-style-type: none"> 個人情報保護法第145条第2項に基づき、ウェブサイトを通じた個人データの提供を直ちに停止することを求める命令を発出した。 <p>注：上記命令にもかかわらず、正当な理由なく上記命令に係る措置がとられなかったため、2023年1月11日、個人情報保護法が定める罰則に抵触しているものとして、関係捜査機関への告発を実施した。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 個人情報保護法第147条に基づき、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により個人情報を利用しないよう、定期的に監査を行う等して個人情報の取扱状況を適切に把握するとともに、定期的な研修及び教育の実施を通じて、代表取締役を含む役員及び従業員に、個人情報の適正な取扱いを周知徹底することを内容とする指導を行った。

団体訴訟制度（被害回復）①

1. 個人情報保護委員会への漏えい等報告の件数の推移等

- 令和2年改正法の施行により、令和4年度から漏えい等報告が義務化されたこともあり、漏えい等報告の件数は増加している。同一の事業者において繰り返し漏えい等が発生している事例も存在する。

漏えい等報告の
義務化

	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度
漏えい等報告件数	3,338件	4,380件	4,520件	4,141件	5,846件	7,685件

※ H29年度はH29.5.30～H30.3.31の期間の件数。

- 漏えい等した人数は、多くの事案において1,000人以下であるものの、50,000人超という非常に大規模な個人の権利利益の侵害に繋がるケースも存在する。

(期間：令和4年4月1日～令和5年3月31日、単位：件)

件数 (割合)	漏えい等した人数				
	1,000人 以下	1,001～ 10,000人	10,001～ 50,000人	50,001人以上	不明
7,685件 (100%)	7,206件 (93.8%)	245件 (3.2%)	56件 (0.7%)	42件 (0.5%)	136件 (1.8%)

※ 「漏えい等した人数」とは、漏えい等した個人情報によって識別される特定の本人の数であり、人数が確定できない場合は、漏えい等した可能性のある本人を含む最大人数として報告を受けている。

団体訴訟制度（被害回復）②

2. 不法行為の成否と個人情報保護法の関係

- 「不法行為法と個人情報保護法はその目的や性格に異なる部分があることから、不法行為が成立する場合、同時に個人情報保護法違反となる場合もあり得るが、不法行為が成立したからといって必ずしも個人情報保護法違反となるわけではない。」
- 「不法行為の成否を評価するに当たり考慮される要素は、個人情報保護法上も不適正利用の禁止規定（法第19条）や適正取得規定（法第20条第1項）の解釈などにおいて、考慮すべきであると考えられる。」

（出典）「犯罪予防や安全確保のための顔識別機能付きカメラシステムの利用について」（令和5年3月）から引用。

3. 個人情報の取扱いに関連して事業者の損害賠償責任が問題となった主な裁判例

（個人情報保護委員会事務局調べ）

判決日付等	最判平成15年9月12日 最高裁判所民事判例集57巻8号973頁	最判平成29年10月23日 判タ1442号46頁
事案の概要	<ul style="list-style-type: none">• A大学等を設置する学校法人Yは、講演会の主催者として学生から参加者を募る際に収集した、参加申込者Xらの学籍番号、氏名、住所及び電話番号（以下「本件個人情報」と総称する。）に係る情報を、Xらに無断で警察に開示した。	<ul style="list-style-type: none">• 会社Yが管理していた未成年者Aの氏名、性別、生年月日、郵便番号、住所及び電話番号並びにAの保護者としてのXの氏名といったXに係る個人情報（以下「本件個人情報」と総称する。）が外部に漏えいした（以下「本件漏えい」という。）。• 本件漏えいは、Yのシステムの開発、運用を行っていた会社の業務委託先の従業員であった者が、YのデータベースからYの顧客等に係る大量の個人情報を不正に持ち出したことによって生じたものであり、上記の者は、持ち出したこれらの個人情報の全部又は一部を複数の名簿業者に売却した。
判旨	<ul style="list-style-type: none">• 「本件講演会的主催者として参加者を募る際にXらの本件個人情報を収集したA大学は、Xらの意思に基づかずみだりにこれを他者に開示することは許されないというべきであるところ、同大学が本件個人情報を警察に開示することをあらかじめ明示した上で…講演会参加希望者に本件名簿へ記入させるなどして開示について承諾を求めることは容易であったものと考えられ、それが困難であった特別の事情がうかがわれない本件においては、本件個人情報を開示することについてXらの同意を得る手続を執ることなく、Xらに無断で本件個人情報を警察に開示した同大学の行為は、Xらが任意に提供したプライバシーに係る情報の適切な管理についての合理的な期待を裏切るものであり、Xらのプライバシーを侵害するものとして不法行為を構成するというべきである。」• 差戻後控訴審（東京高判平成16年3月23日）において、裁判所は、慰謝料5,000円ずつの支払いを命じた。	<ul style="list-style-type: none">• 「本件個人情報は、Xのプライバシーに係る情報として法的保護の対象となるというべきであるところ…、上記事実関係によれば、本件漏えいによって、Xは、そのプライバシーを侵害されたといえる。」• 差戻後控訴審（大阪高判令和元年11月20日）において、裁判所は、（顧客の選択に応じて500円相当の金券を配布するなどしていたこと等の事情も考慮し、）慰謝料1,000円の支払いを命じた。

団体訴訟制度（被害回復）③

4. 特定適格消費者団体による被害回復①

- 特定適格消費者団体は、消費者の財産的被害等の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律（以下「消費者裁判手続特例法」という。）に基づき、多数の消費者に共通して生じた被害について、訴訟を通じて集団的な被害の回復を求めることができる。
- 特定適格消費者団体とは、以下の要件を満たし、被害回復裁判手続を行うのに必要な適格性を有するとして、内閣総理大臣が認定した適格消費者団体のこと。
 - ・ 差止請求関係業務を相当期間にわたり継続して適正に行っていること
 - ・ 被害回復のための組織体制や業務規程を適切に整備していること
 - ・ 理事に弁護士を選任していること など
- 被害回復の流れは、概要以下のとおり（※1）。
 - 第1段階：特定適格消費者団体が、事業者側の責任確定のために提訴
 - 第2段階：（勝訴判決や和解等によって、事業者側の責任が確定した場合）
 - ① 特定適格消費者団体が裁判所に個別の消費者の債権を確定するための手続に入ることの申立て（※2）
 - ② 特定適格消費者団体・事業者から対象となる消費者へ情報提供
 - ③ 消費者が特定適格消費者団体に依頼（授権）
 - ④ 特定適格消費者団体は依頼（授権）のあった消費者の債権を集約して裁判所に届出
 - ⑤ 事業者と特定適格消費者団体（消費者）間の協議による決着も可能だが、決着が付かない場合は裁判所が簡易な手続のもとで決定を行う（簡易確定決定）
 - ⑥ 協議内容や簡易確定決定に従い、事業者が金銭を支払う

※1 政府広報オンライン「消費者団体訴訟制度 不当な勧誘や契約条項などによる消費者トラブルに遭ったら活用を！」（<https://www.gov-online.go.jp/useful/article/201401/3.html>）

※2 消費者裁判手続特例法の令和4年改正により第1段階での和解が柔軟化されたことに伴い、第2段階の手続に進むことなく和解内容に則って被害回復が図られることも可能となった。

団体訴訟制度（被害回復）④

4. 特定適格消費者団体による被害回復②

- 被害回復の対象は、消費者と事業者との間で締結される契約に関して、被害を受けた消費者から事業者に対して一定の金銭の支払請求権が生じるもの（※1）。
- 慰謝料については、従来は対象から除かれていたが、「消費者裁判手続特例法等に関する検討会 報告書」（令和3年10月）（※2）において、「慰謝料として相当多数の消費者に同一額ないしは共通の算定基準により算定される額が認定される場合…については、本制度の対象とすることが考えられる。」とした上で、「慰謝料を本制度の対象とする場合においてもなお、過失による個人情報漏えい事案については対象外とすべきと指摘された」こと等を踏まえ、「制度の見直しを行うに当たっては、対象範囲について更に整理が必要と考えられる。」とする考え方や「追加的な応訴負担が必ずしも生じない、現行法上対象となる財産的損害と併せて請求される場合だけでなく、事業者の故意により生じた慰謝料についても、応訴負担に配慮して本制度による責任追及を免れさせることは公平の観点から妥当とは言えないため、同様に対象にすべきとの意見」等が示された。
- その後、消費者裁判手続特例法の令和4年改正により、以下の①・②の要件を満たす場合の慰謝料が、対象に追加された。
 - ① その額の算定の基礎となる主要な事実関係が相当多数の消費者について共通するものであり、かつ、
 - ② 以下のいずれかに該当するものであること
 - イ 財産的請求と併せて請求されるものであって、財産的請求と共通する事実上の原因に基づくもの
 - ロ 事業者の故意によって生じたもの
- 令和6年1月12日現在、特定適格消費者団体は全国に4団体あり、消費者裁判手続特例法が施行された平成28年10月1日から令和6年1月12日までの間に、7件の被害回復に係る訴訟が提起されている（※3）（※4）。
- なお、個人情報取扱事業者が個人情報保護法上の義務に故意に違反した場合における慰謝料請求は、上記②ロの要件を満たし得ると考えられる一方、個人データの漏えい等が発生した場合における慰謝料請求等は、直ちには②の要件を満たさないと考えられる。また、個人情報取扱事業者が個人情報保護法上の義務に違反した場合における損害賠償請求のうち、「消費者契約に関する」請求ではないものは、消費者裁判手続特例法に基づく被害回復の対象とはならない（消費者裁判手続特例法第3条第1項柱書参照）。

※1 消費者庁「守ります。あなたの財産 消費者団体訴訟制度」（https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_system/collective_litigation_system/about_system/public_relations/assets/consumer_system_cms204_220309_02.pdf）

※2 https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_system/meeting_materials/review_meeting_003/assets/consumer_system_cms201_211008_01.pdf

※3 「（特定）適格消費者団体の活動について（消費者支援機構関西）」（第268回個人情報保護委員会・資料1-1）

※4 埼玉消費者被害をなくす会は、令和6年1月30日、被害回復に係る新たな訴訟を提起した（埼玉県消費者被害をなくす会ウェブサイト（http://saitama-higainakusukai.or.jp/topics/240130_01.html）参照）。

団体訴訟制度②

2. 考えられる課題

➤ 差止請求・被害回復に共通する課題

- 専門性の確保（個人情報保護法に精通した人材を各適格消費者団体が確保しているとは限らないため、研修等の実施や、制度導入初期段階での専門家確保のための施策が必要と考えられる。）
- 端緒情報等の共有・立証等における考慮（個人情報保護委員会が取得している情報のうち重大案件と考えられるものについて、事業者名を特定して団体に提供できると、制度が効果的に機能すると考えられる。また、事業者の応答を促す仕組み等についても検討すべき。）
- 報告、監督窓口の一本化（年次の報告先等が2箇所となれば団体の負担となる。）
- 資金を含む団体への援助（適格消費者団体は限られた資金の下ボランティアベースで運営されている団体が大多数。）

➤ 被害回復に特有の課題

- 個人情報の漏えいに伴う損害賠償請求は典型的な少額大量被害事案となる（過去の裁判例を見る限り、認容被害額は数千円から数万円程度と考えられる。これら少額被害事例では、被害者が制度に参加するための費用負担の方が賠償額より大きくなる可能性が高く、また、被害回復業務に従事する特定適格消費者団体も、被害者から支払いを受ける報酬額だけでは回復業務に要する費用を賄えない可能性が高い。情報漏えい事案等における被害回復を実効化するために、請求を集団化することは有効な手段ではあるが、これだけでは対策として不十分。）
- 立証上の問題（仮に個人情報漏えいの事案において、被害回復制度が活用される場合、個人情報保護委員会による勧告・命令が先行するケースが多いと予想される。この場合、当該事業者に関し個人情報保護委員会が有している情報に、特定適格消費者団体の十分なアクセスが確保されることが必要であり、消費者裁判手続特例法第96条と同様の規定の創設が求められる。）